

新型コロナワクチン接種に係る広報業務仕様書

1 委託業務の名称

新型コロナワクチン接種に係る広報業務

2 目的

令和6年3月31日で特例臨時接種（公費負担の無料接種）が終了することについて、各種メディアを活用して、各接種対象者に向けて効果的な発信をする。

また、新型コロナワクチン接種は強制ではなく、本人の意思に基づき接種するものであるため、判断材料となる情報に容易にアクセスできるよう周知する。

3 業務内容

(1) メディア等を活用した広報

- ・県内2紙（福島民報、福島民友）における新聞広告の作成。

刻一刻と変化する状況の変化に柔軟かつ迅速に対応すること。内容及び掲載時期については別途県と受託者で協議する。なお、広告の大きさはテレビ欄挟み込み広告の地上波帯（民報/カラー）及び雑報テレビ大（民友/白黒）とし、期間は7日間連続とすること。

(2) WEB媒体を活用した広報

- ・WEB広告バナーの作成

効果的なWEB広告作成するとともに、広告掲載先から県ホームページの該当ページへ誘導するものとする。

掲載先は大手検索サイト（Yahoo!、Google）とし、県民が広くアクセスできるものとする。掲載期間は1ヶ月とし、想定クリック数は45,000～55,000回程度とすること。内容及び掲載時期については別途県と受託者で協議する。

(3) 上記（1）、（2）に関する実績報告書の作成

4 成果品

(1) 作成した広告等の電子データ

(2) 新聞掲載誌 各一部

※掲載後速やかに県に納品するものとする。

(3) 新聞およびWEB広告等の実績をまとめたカラー資料一部および電子データ。

5 仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、県と受託者が協議して定める。

6 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じていること。また、取り扱いにあたっては県が定める別記「個人情報取得特記事項」を遵守すること。

7 提出書類

受託者は、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（第1号様式）

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了報告書（第2号様式）
- ・委託業務実績報告書（第3号様式）

8 留意事項

本委託業務により制作される広告等の電子データについては、県が実施する当該広報業務の範囲内においてのみ、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。